

4. 控訴の内容

平成30年8月16日付にて言い渡された原判決のうち、甲事件にかかる判決を不服とし、次の趣旨のとおり控訴を提起されたものであります。

- (1) 原判決中甲事件に係る控訴人（小楠昭彦）敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人（ACリアルエステイト）の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人（ACリアルエステイト）の負担とする。

5. 今後の見通し

本控訴審においても、第1審に引き続き正当性を主張してまいります。本控訴が当社連結業績等に与える影響は現時点では軽微であります。今後開示すべき事項が生じた場合は、すみやかにお知らせいたします。

以 上